

近畿地方整備局殿

平成15年6月16日
「関西のダムと水道を考える会」
(代表)野村東洋夫

丹生ダム「見直し案」と費用負担

[要旨]

今回、貴整備局から提示された「丹生ダム見直し案」は、大阪府などの水道利水のための貯水池容量を全面削除または大幅に削減する内容となっています。これは取りも直さず国の費用負担の大幅な増大を意味しますが、国の“財政破綻”が言われる中で、貴整備局は財源の見通しを立てておられるのでしょうか？

[本論]

5月16日の第21回委員会での貴整備局配布資料(資料3-1「丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料」)によれば、丹生ダムの貯水池容量配分は次の通りです(図表4-65)。

1) 治水容量	約3,000万m ³
2) 琵琶湖・高時川環境改善のために 補給できる水量(異常渇水対策容量、 利水容量を含む)	8,000~10,000万m ³
3) 堆砂容量	約700万m ³
4) 未確定容量	1,300~3,300万m ³
5) 総貯水池容量	15,000万m ³

2)の「利水容量」は「水道利水」ではなく「流水の正常な機能の維持」のための容量と考えられます。

4)の「未確定容量」は上記資料には無い言葉ですが、総貯水池容量から1)2)3)の容量を差し引いたものです。

これに対して、このダムの従来計画では次の通りでした(洪水期)。

1) 治水容量	3,300万m ³
2) 水道用水	6,100万m ³
3) 異常渇水時の緊急水補給	4,050万m ³
4) 流水の正常な機能の維持	850万m ³
5) 堆砂容量	700万m ³
6) 総貯水池容量	15,000万m ³

両者を比較して分かることは、従来計画において6,100万 m^3 (総貯水池容量の40.7%)という大きな容量を占めていた「水道用水」の配分について、今回案では全く明記されていないことです。

もっとも(図表4-67,68)ではダム容量について今後検討を行うとして、“利水のための容量については、利水者に早急に水需要を精査確認”するとしていますが、その一方で上記の「未確定容量」を全量「治水」に振り向ける「検討例」も示しています(図表4-69,70)。

これらのことから、この「未確定容量」の取り扱いについては次の3つのケースが考えられます。

- a) この部分も「治水容量」に当てる
- b) この部分だけを「水道利水容量」に当てる
- c) この部分をカットし、貯水池規模を縮小する

ところで、第14回琵琶湖部会(H14,6,4)で水資源開発公団関西支社から配布された資料「丹生ダムの建設事業について」の中の(図表10)によれば、従来のこのダム計画の費用負担は次の通りでした。

(目的)	(負担者)	(負担率)	(負担額)
河川	国、府県	54.8%	602.8億円
利水(上水道)	大阪府	34.6%	380.6億円
〃	京都府	2.8%	30.8億円
〃	阪神水道企業団	7.8%	85.8億円
合計		100.0%	1100.0億円

(負担額は負担率から算出)

つまり、このダム計画においては「利水(上水道)」の負担が大きく、大阪府・京都府・阪神水道企業団3者の合計は、負担率にして45.2%、負担額では497.2億円を占めていました。これに対して5月16日の貴整備局見直し案では上述の通り、この「利水」目的が削除ないしは大幅に削減されようとしている訳です。

通常、ダム目的の内、「利水」以外のもの(「環境改善」「異常湧水対策」「流水の正常な機能の維持」「堆砂」)は「治水」と同様に国・府県の費用負担となるのですから、例えば上記a)の場合であれば、このダム計画全体の中で「利水(上水道)」の容量配分がゼロとなることから、497.2億円全額が国、府県(滋賀県)の新たな負担となる筈です。

c)の場合も利水の容量配分がゼロとなることはa)と同じであり、“貯水池規模を縮小する”と云っても、「未確定容量」(1,300万 m^3 ~3,300万 m^3)は総貯水池容量

の9%～22%に過ぎず、規模縮小によりダム湖の満水位が若干下がったとしても、水没地の用地買収は既に終わっていますから、事業費を引き下げる要因としてはダム本体（堤体）の高さを少し低く出来ること位であり、国・府県の新たな負担額はa)の場合と大差ありません。

ではb)の場合はどうでしょうか？この場合も、利水容量が従来計画の6,100万m³から1,300万m³～3,300万m³に大幅にダウンしますから（21%～54%）、ざっと200億円～400億円が国、府県の新たな負担となるものと思われます。

つまり今回の見直し案に従えば、「未確定容量」の取り扱いがa) b) c)いずれの場合であっても、国や滋賀県の負担が大幅に増大することになります。

[質問 1]

貴整備局の丹生ダム見直し案について私達は上記のように見ておりますが、もし誤りなどがございましたらご指摘願います。

[質問 2]

この見直し案に従えば、いずれにしても「水道利水」の撤退または縮小による国や滋賀県の大幅な負担増は避けられないと思われます。特に国の財政破綻が言われている昨今の状況の中で、果たしてこのような新たな負担を担う余力が国にあるのか、私達は疑問に思います。

そこで誠に失礼ながら、貴整備局がこのダムの費用負担の見通しを立てた上で、5月16日にこの見直し案を提示されたのかどうかをお伺いします。

(以上)